

2008 年日本政府年次報告(案)  
「業務災害の場合における給付に関する条約」(第 121 号条約)  
(2007 年6月1日～2008 年5月 31 日)

1 質問Ⅰについて

新たに追加する法令はなし。

本条約を実施している労働者災害補償保険法施行規則(2008年厚生労働省令第36号)の一部について、別添のような改正が行われた。

2 質問Ⅱについて

前回までの報告を以下のとおり改め、又は追加する。

[第7条関係]

B 労働者災害補償保険法における通勤の範囲については、労働者災害補償保険法施行規則により、要介護状態にある配偶者等の介護のため、通勤経路を逸脱・中断した場合についても、逸脱・中断後の経路を通勤災害保護制度の対象にする旨改正された。

[第10条]

B 労災保険が設置し運営する、労働災害による被災者を治療するための専門病院である労災病院は、現在30病院となっている。

[第16条]

介護料について、別添により改正が行われ、現在、支給額は以下のとおりとなっている。

① 常時介護

1ヶ月56,930円

(介護に要する費用として支出された費用の額が56,930円を超える場合には、104,960円を限度として、実際に支給された費用の額)

② 随時介護

1ヶ月28,470円

(介護に要する費用として支出された費用の額が28,470円を超える場合には、52,480円を限度として、実際に支給された費用の額)

[第19条]

IA「平均賃金」の算定方式は従来 of 報告のとおりであるが、一時的又は初期的な労働不能に係る給付については、同算定方式により算定した額が4,080円未満の場合には、4,080円を「平均賃金」にかえて用いる。永久的なものとなるおそれのある所得能力の全部喪失又はこれに相当する身体機能の喪失に係る給付及び扶養者の死亡(遺族3人の場合)については、同算定方式により算定した額が以下の年齢階層別の最低賃金額に満たない場合、当該最低限度額を「平均賃金」にかえて用い、同様に最高限度額を超える場合、当該最高限度額を「平均賃金」にかえて用いる。

また、第19条3に関しては年金給付基礎日額に年齢階層別の最低限度額・最高限度

額が導入されており、2008年5月31日現在の最低限度額・最高限度額は以下のとおりである。

年齢	～19	20～24	25～29	30～34	35～39
最低限度額	4,399円	4,950円	5,807円	6,477円	6,982円
最高限度額	13,464円	13,464円	13,673円	16,335円	20,002円

  

40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
7,248円	7,010円	6,546円	5,891円	4,534円	4,080円	4,080円
22,567円	24,073円	24,295円	23,809円	21,036円	14,303円	13,464円

I B 前回までの報告から変更はない。

I C 13,454円である。「賃金構造基本統計調査」(平成18年度)の所定内給与額の男女計・年齢計の第3・四分位数は403,900円であり、これを30で除して日額換算(円未満端数切り上げ)すると、13,464円となる。

II D 基礎的期間中に支給される給付の額は、次のとおりである。

(i) 一時的又は初期的な労働不能に係る給付	10,771円(1暦日につき)
(ii) 永久的なものとなるおそれのある所得能力の全部喪失又はこれに相当する身体機能の喪失に係る給付	3,298,680円(1年につき)

III D 基礎的期間中に支給される給付の額は、次のとおりである。

扶養者の死亡に係る給付 (遺族3人の場合)	3,002,472円(1年につき)
--------------------------	-------------------

IV D 基礎的期間中に支給される給付の額は、次のとおりである。

(i) 一時的又は初期的な労働不能に係る給付	10,771円(1暦日につき)
(ii) 永久的なものとなるおそれのある所得能力の全部喪失又はこれに相当する身体機能の喪失に係る給付	3,298,680円(1年につき)
(iii) 扶養者の死亡に係る給付(「子のいない寡婦」の場合)であって、その死亡した夫の賃金が男子熟練労働者の賃金に等しい場合)	寡婦の年齢又は障害の程度に応じ 2,059,992円(1年につき) ～ 2,356,200円

V 本条 I Aにおける報告を参照。

[第21条関係]

1 第14条2及び第18条1の規定に基づく現金給付に関し、前回の報告を以下のとおり更新する。

2

再検討期間	生計費指数	賃金指数
A 期間の始め(1999)	100	100
B 期間の終り(2007)	97.4	96.9
C A/B(百分率)	102.7	103.2

(注)上記の表は、1999年を100とした指数で示したものである。

### 3

再検討期間	給付		
	受給者1人あたりの平均Ⅰ	標準受給者に対する給付Ⅱ	給付水準についてのその他の評価Ⅲ
A 期間の始め(1999)	100	100	
B 期間の終り(2007)	99	99	
C A/B(百分率)	101	101	

(注)上記の表は、受給者1人あたりの平均額及び標準受給者に対する給付額の統計はないので、1999年を100とした指数で示したものである。

#### [第26条関係]

A(b) 労災保険が設置し運営する、労働災害による被災者を治療するための専門病院である労災病院は、現在30病院となっている。

B 業務災害の頻度及び強度は次のとおりである。

年	死傷者数 (労災保険新規受給者数)	死亡者数	度数率	強度率
1999	603千人	1,992	1.80	0.14
2000	603千人	1,889	1.82	0.18
2001	600千人	1,790	1.79	0.13
2002	578千人	1,658	1.77	0.12
2003	594千人	1,628	1.78	0.12
2004	603千人	1,620	1.85	0.12
2005	608千人	1,514	1.95	0.12
2006	607千人	1,472	1.90	0.12

#### 【2007年条約勧告適用専門家委員会の意見について】

・条約第10条第2項及び第26条第1項について

(1)条約第10条第2項に含まれる要求を考慮し、以下のとおり政策について説明する。

労災病院は、勤労者医療の中核的役割を果たすべく、①労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の促進、②勤労者に対する過労死予防等の推進、③勤労者医療の地域支援の推進、④一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供、⑤行政機関等への貢献に取り組んでいるところである。

なお、労災病院については、効率化のため統廃合を行い、現在30病院となっているが、統廃合の実施に当たっては、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進等に十分配慮するとともに、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保等に万全を期しているところである。

(2)条約第 26 条第 1 項に含まれる要求を考慮し、以下のとおり政策について説明する。

(a 項関連)

労働災害を防止するため、労働安全衛生法(1972 年法律第 57 号)等により、事業主に対し、労働に係る事故及び職業病を予防するための各種の措置をとることが義務づけられている。

(b 項関連)

職業能力開発促進法第 16 条の規定に基づき、障害者に対し、職業訓練を行うための施設である障害者職業能力開発校が、現在 19 校設置されており、障害の特性やニーズに応じた専門的できめ細やかな職業訓練を実施している。

(c 項関連)

我が国の障害者の雇用施策については、障害者の雇用の促進等に関する法律(1960 年法律第 123 号)等に基づき、その適性と能力に応じて、職業を通じての社会参加を進めていけるよう、各般の施策を推進してきたところである。

具体的には、①障害者の雇用機会の拡大を図るための障害者雇用率制度、②障害者の特性に配慮した、職業指導、職業紹介等の職業リハビリテーション、③障害者雇用に関する啓発等を実施することにより障害者の雇用の促進を図っているところである。

なお、職業リハビリテーションについては、医療・保健福祉・教育等の関係機関との連携のもとに、以下の機関で実施している。(2008 年 4 月 1 日現在)

- ①公共職業安定所(全国 558 カ所)
- ②障害者職業センター
  - ・障害者職業総合センター(全国 1 カ所)
  - ・広域障害者職業センター(全国 3 カ所)
  - ・地域障害者職業センター(全国 47 カ所、5 支所)
- ③障害者雇用支援センター(全国 11 カ所)
- ④障害者就業・生活支援センター(全国 202 カ所)

・条約第 27 条国籍によらない平等な取扱いについて

2007 年提出の政府報告のとおり、労災保険は、労働基準法上の労働者を使用する事業に対して適用されるものであり、労働者が労働災害にあった場合には、邦人、外国人を問わず、保険給付がなされる。よって、連合が言及するような「不法就労外国人」が労働災害に被災した場合であっても、労災保険の適用事業場に使用されている労働者であれば、不法滞在であるか否かを問わず、労災保険による保険給付がなされる。

また、不法就労外国人であると思われる者に対する労災の補償状況については、2006 年度に一次、「不法就労外国人に対する労災補償状況に係る報告」を廃止したが、不法就労外国人に係る現状にかんがみ、2007 年度に再び報告を求め、2006 年度以降のものについても、引き続き把握しているところである。

さらに、連合が言及する不適正な研修・技能実習に対する措置について説明する。

一般的には研修生は労働基準法上の労働者とはならないが、活動の実態によっては労働基準法上の労働者に該当することとなる場合もあり、その場合には労働者災害補償保険法が適用され、労災保険による保険給付がなされる。

なお、研修生を受け入れている機関の中には、研修制度が技術等の移転を通じた国際貢献を目的とするものであるという制度本来の趣旨を理解せず、研修生を低賃金・単純労働者として受け入れている不適正な事案が指摘されているところ、政府としては、適正な研修・技能実習の実

施についての広報を行うとともに、積極的に実態調査を実施し、外国人研修生・技能実習生に対して、不適正な取扱いを行っている受入れ機関については「不正行為」を行ったものとして認定し、研修・技能実習生の受入れを3年間停止する措置を講じ、また、「不正行為」認定に至らない事案についても、受入れ機関に対して改善を指導するなどの対応を行っている。

また、研修・技能実習制度の運用に当たっては、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を策定し、適切な研修・技能実習を実施するための指針を示しているところ、平成19年12月に同指針を改定し、受入れ機関等の役割等及び「不正行為」に該当する行為を明確化したところである。なお、研修・技能実習制度の見直しについて、本年3月25日に閣議決定された「規制改革推進のための三か年計画(改定)」において、遅くとも平成21年の通常国会までに関係法案を提出することとされ、特に研修生の法的保護の強化について、同計画の中で実務研修中の研修生に対し、労働関係法令を適用することとされており、政府において、閣議決定の趣旨に沿って、同制度の見直しを検討しているところである。

### 3 質問Ⅲについて

厚生労働大臣の直接の管理に属する厚生労働省労働基準局、都道府県労働局及び労働基準監督署が、労働基準法及び労働者災害補償保険法の施行に当たっており、本条約の規定するところをも監督している。

### 4 質問Ⅳ、Ⅴについて

前回までの報告に追加すべき事項はない。

### 5 質問Ⅵについて

本報告書の写しを送付した代表的な労使団体は、下記のとおりである。

(使用者団体)日本経済団体連合会

(労働者団体)日本労働組合総連合会

2007年6月1日から2008年5月31日における法令改正事項

- 1 通勤災害保護制度の拡大（2008年）  
労働者災害補償保険法施行規則 第8条
- 2 介護（補償）給付の支給額の引き上げ（2008年）  
労働者災害補償保険法施行規則 第18条の3の4

上記2については、国家公務員災害補償法に基づく人事院規則においても同様の改正を行っている。

上記2については、地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき、平成8年自治省告示第95号において同様の改正を行っている。

上記2については、船員保険法施行規則第76条ノ3においても同様の改正を行っている。